

住民説明会以降の手続き等について

住民説明会で、皆様方のおおかたの大方のご理解を賜りましたら、「鹿児島市町界町名地番整理委員会」への諮問、「鹿児島市議会」の議決、各世帯を訪問しての世帯状況調査、告示などの手続きを経て、住居表示が実施できるように準備を進めてまいります。

※ **住居表示の実施による町内会の区域や学校の校区に変更はありません。**

現在の住所の表記	… 谷山中央◎丁目・上福元町 ○○○○番地○
↓	
新しい住所の表記	… 谷山中央◎丁目△△番□□号
本籍地・登記簿	… 変更なし、または谷山中央◎丁目○○○○番地○ ※区画整理区域内の方は、区画整理の換地処分後に変更となります。

○実施日の約1か月前に各世帯にお配りします。

名称	内容	配付枚数
新しい住居表示について (お知らせ)	新しい住所と住居表示の実施日が記載されたハガキです。	世帯に1枚 (裏面①参照)
住居番号変更のお知らせ	送料無料のハガキで、お知り合いの方に住所が変更になったことのお知らせができます。	世帯に50枚 (裏面②参照)
手続き等について	住所変更の手続き方法について説明します。	世帯に1枚

○実施日以降に各世帯にお配りします。

住居表示変更証明	該当区域に住民票がある方に発行。 各機関での住所変更の手続きをされる際に提出してください。	世帯主 10枚 世帯員 5枚
----------	---	-------------------

市役所等が住所等を変更するもの	ご自分で変更手続きをしていただくもの
<ul style="list-style-type: none"> 住民票、印鑑証明、本籍 市役所に備え付けの選挙人名簿、固定資産課税台帳等の台帳 国民年金・厚生年金・共済年金（年金を受給されている方） 不動産登記簿の所在欄 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード 自動車運転免許証、自動車検査証 預貯金通帳 健康保険、生命保険、クレジットカード 登記簿の所有者欄（売買や抵当権を設定される方） 商業、法人登記簿（会社の所在地や役員住所） 電力会社、電話会社、ガス会社

●市水道局、郵便局、NTT、NHKには市が住居表示を実施したことを通知します。（実施後しばらくしても住所が変更されない場合は、ご連絡をお願いします。）

●すでに交付されているマイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、敬老パス、友愛パスなどの住所については、市役所窓口で書替えを行いますので、市役所においでの際に各窓口までご持参ください。（旧住所のままでご使用いただけます）